

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

(Neko Crush)

令和 6 年 7 月 1 日にサービスを終了する「Neko Crush」における、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

網易娛樂株式会社

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

紙幣 (Neko Crush)

※有償発行分に限りません。

3. 払戻しの申出期間

令和 6 年 7 月 2 日 (火曜日) 午後 17 時 00 分から令和 6 年 10 月 1 日 (火曜日) 午後 17 時 00 分まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

4. 払戻しに関する問い合わせ先

カスタマーサービス窓口

nekocrush@global.netease.com

令和 6 年 7 月 1 日

東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号

網易娛樂株式会社